

観 観 産 153 号

平成 30 年 6 月 1 日

〔一般社団法人日本旅行業協会会長
一般社団法人全国旅行業協会会長〕 殿

国土交通省観光庁観光産業課長

住宅宿泊事業法の施行に伴う宿泊施設の確保に関する協力要請について

今般、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）の施行に伴い、法の施行日後における違法物件に係る予約の取扱いについて、登録予定又は登録申請中の住宅宿泊仲介業者（以下「住宅宿泊仲介業者」）に対し、別添の通知を行ったところ。

については、今後、住宅宿泊仲介業者の仲介サイト等を通じて違法物件に係る予約を行った宿泊予定者に対し、他の宿泊施設のあっせん又は紹介が必要な場合等に、住宅宿泊仲介業者から観光庁へ協力の要請があった場合には、観光庁より貴協会に対し、多言語仲介サイトの運営事業者の紹介など、必要な協力の要請を行う場合があるので、その旨ご了解いただくとともに、傘下会員へもすみやかに周知いただきたい。